

帝鑑所同菊岡諸大名四十三藩を以て
薩藩大久保市尾建白書
營中布告の文
○以て
閩港延引の報告 英文の譯

勅書の字
京都の箱書四通

中外新聞第七號

西垣文庫
文庫10
7326



特 文庫10
7326



中外新聞第七號

慶應四年三月十八日

京師御書四通

先般外國御交際之儀 敷慮之旨作出候事
萬國普通の次第を以て各國公使等所而扱立為仕候然
處迄方 御親征御出聲遊之儀候事付立候事
其事は各國公使急に參 朝立仰有候事
事は御出候事

右之通被作出候所流中流外山城國等寺社及學校
等々可知候事也

二月

西垣文庫

此方西洋各國公使先附屬の者進て入京し同市中
徘徊し波且冬内の御着惣て不作法の儀を稱する相心得る

二月

今度御一新の折柄此之際に被る存心よりなく於て為融通
洋銀一枚三々全三分の當りを以て差支なく交際可致方
仰出向銘々疑念を通用いさすべし

二月

近來御くまひあり晴殺せらぬゆゑに罪状お認死骸よ
添ふしむ少くはす何にも陰謀陰謀お憤りしとの不業よとあり

へ其全體不埒の者共を寫しつゝ刑典を以て嚴重の凶裁許
被作事事々大政以一新の折柄又此為筋と申公然と可
申出の安其儀私に殺害いしむを
朝廷を不憚仕力に在
等の者これありし於ては吟味のと此を嚴刑より懲處しむ心為善
多し様々終事
右と通う知達令刑法事務總督衆より後ハ仍ヤ今也

正月

參與役所

○勅書の寫

日本國天皇告諸外國帝王及其臣屬者將軍徳川
慶喜請歸政權也制允之内外政事親裁之乃云從前條

約雖用大君名稱自今而後當用換天皇稱而諸國交
接之職專命有司等各國公使諒斯旨

慶應四年正月

○開港延引の報告英文の譯

方今日日本政府の形勢一變するに因り江戶及び新瀉を安全に
おさむる為に暫く其開市開港を過べし而して日本在留英國
女王殿下の特派公使全權ミニストルを事態治定するにありませ
の都府及び港に英國人の居留するを危険ありしとの説を守るべし
是を以て全權公使を英吉利人に告知す來り四月一日即ち日本三月
九日右ニテ處の開市開港を暫時延引して他日英人右兩處に居留

安全を得且交易を成す(きんがひあき)速に報告す(きんがひ)のかり
一千八百六十八年三月廿八日即日本三月五日

兵庫に在る英國女王殿下の公使館

○三月八日營中より於て布告の文

當節柄小給の者共別して難渋より可なりと問格別の譯
を以て二百俵以下の者當夏に借米四分米六分金直段の儀を百
俵より八拾畝の積を以て此節取越し被下り尤差向米渡の
分の相渡り可なりと

但布衣以上の復金を下り向二百俵以下もはたきし事
右に趣向し、てな達事

三月

○
此節亞墨利加サフランシスコ共米穀至て拂底なる直の由は
日本より米を遣へり土人も悦び且日本も利益
ありきとの由あり

英佛の公使皆京都より歸着す英人カトウも亦歸りて伊
四子長應寺前の寓處に在り

去月晦日の狼籍者を全く浪人よして其場所まで切殺され又生
捕となり三月四日刑罰を行はれ全く事済み成り且又英公使を
三月三日滞りて參朝拜謁せし由カトウの物語あり

横濱を當時英吉利赤備兵隊警衛す四五日前薩州人の出入を止め
し事あり何故とも分り難し或る説は薩人不圖外國の婦
人に戯れし事あり故なりと云ふ

○薩藩大久保市藏の建白書

今日の如き大變態を開闢以來に曾て有らざる所あり
然るに尋常定格を以て宣ひしに應ずへんや今一戦官軍
勝利となり巨賊東走すと雖も巢穴鎮定に至らず各國交際永
續の法いまだ立てず列藩離叛一方向定まらず人心洶々百事
紛紜として復古の鴻業いまだ其半に至らず纔其端と云き
し者謂ふ一然れを朝廷に於て一時の利徳を計り永久
治安の策をなすべき時を則ち條の後、足利を生し前を去りて
後奸来らるる覆轍を踏せり候も必然あるべし依之深く
皇國を注目し觸視する所の形跡は拘らず、薩、宇内の大勢
を洞察し玉ひ數百年來一塊として因循の弊と一新國內

同心合體一天之主とすものも斯まて頼母しき物と上下一貫
天下萬民感動泣涕いよいよ程の以實行を舉行し事
今日急務の最急なるべし是まその通り 主上とす奉るもの
も玉簾の内は在り人間は替りせ玉ふ様は僅に限りし公卿
方の外拜し奉る事も出来ざら梯あり以有様みても民の
父母とら天賦の以職掌も乖戻しとら譚あり此以根本
道理適當し以職掌定まりて初めて内國事務の一法起る
へし右の根本を推究して大變革せらるべきも遷都の典を擧げ
らるるに在るべし何とあれ弊習と云へるを理は非ずして勢は在り
勢を觸視する所の形跡は歸すべし今其形跡上の一二を論せよ
主上の在す所を雲上と云ひ公卿方を雲上人と唱へ 龍顏を拜し

難き物よ譬へ 玉體を寸地も踏玉をさるものと餘り推尊し
奉りて自ら分外は尊大高貴なる物の様は思召され終は上下
隔絶して其形今日の弊習とありし物あり敬上愛下を人倫に
大綱より論なき事あり過れを君道を失えしめ臣道を
失えしむるの害ありし 仁徳帝の時を天下萬世稱讚し
奉るも外ありし即今國は於ても帝王從者一二を率いて
國中を歩行し萬民を接育するも實は君道を行ふ者と言ふ
可し然れも更始一新王政復古の今日も當り 本朝の聖時則
らせ外國美政を壓するの大英斷を以て舉行せ玉ふへま
を遷都は在るべし是を一新の機會とし易簡輕便を
本として數種の大弊を拔き民の父母とら天職の君道を

履行せられた命令一とび下りて天下慄動する所の大基礎を立
推及し玉ふべし非れそ 皇威を海外に輝く萬國を以て對
立あらせられし事不可叶

一遷都の地を浪華に如く可らず暫く行在を定められ治
安の體を一途に居る大に成す事あるべし外國交際之道富國
強兵の術攻守の大權を取る事海陸軍を起す事於て地形
適當ありし尚其局々の論ありけり贅せず

右國內事務の大根本にして今日寸刻も怠るべからざるの急
務と奉存し此義行を以て内政の軸立ち其基本始て舉行ふ
べし若し眼前些少の故障を懸念し他處に移りしもを行
ふべき機を失し 皇國の大事終る去るべし仰き願ふべく

大活眼を以て一新して急卒に旅行ありし事を千祈萬禱
奉りし死罪

大久保市藏

帝鑑間雁間菊間の諸大名通計四十三藩 君上より代りて謝罪
の歎願書を天朝に捧げし事を議し其内四家之重臣先
摠名代となりて上京し當三月二日太政官辦事傳達所へ罷
出中川大炊は頼りて右書面を差出せし東園殿は落手相成
追て西沙法可有之旨を仰聞し
右名代四人を佐倉の倉次忠太夫 小田原大久保彌右衛門 上田の

掛山政右衛門 佐野の西村鼎是あり戸澤諏訪兩より初
て連名ふりし追て除名せし由其故未詳
外様より仙臺二本松米澤を初め徳川氏の為よ力を盡
し寛大の処置を乞ふ者多し
一橋玄同殿も東海道へ出て 勅使より哀訴せられ勝房守
等も周旋盡力少くらす

○ 兵庫より何者も知れず英吉利ヨシユルの旅館へ忍込みて
ヨシユル夫婦を殺しし由の風説有り虚實未詳

○ 京師より布告

一大藩三員 一中藩二員 一小藩一員

右に今般 王政より新仰出され輿論公議を執り候は候
意を以て各藩より貢士として太政官へ差出され候仰出され
候條其由趣意より相基りし國々の國藩も相代りべき者
人撰あり差出され候 以沙汰り事

但右拜承當日より五十日を限り差出されしを其者候
着候より辦事役所へ下届候事

一各藩より徴士仰出られ候者奉 命即日より 朝臣と
おぼわしめ舊藩又全く關係混合これ等も由趣意より此
旨厚く申付たり事

一大藩 但四十萬石以上を唱

一中藩 但十萬石以上三十九萬石以下を唱

一小藩 但一萬石以上九萬石以下を唱

右の通諸侯石高を以て三等に區別相立候様を仰出候事

二月

諸藩より江戸開成所へ拔擢又雇相成居る者各元取調早速
辨事役所へ出候様を仰出候事

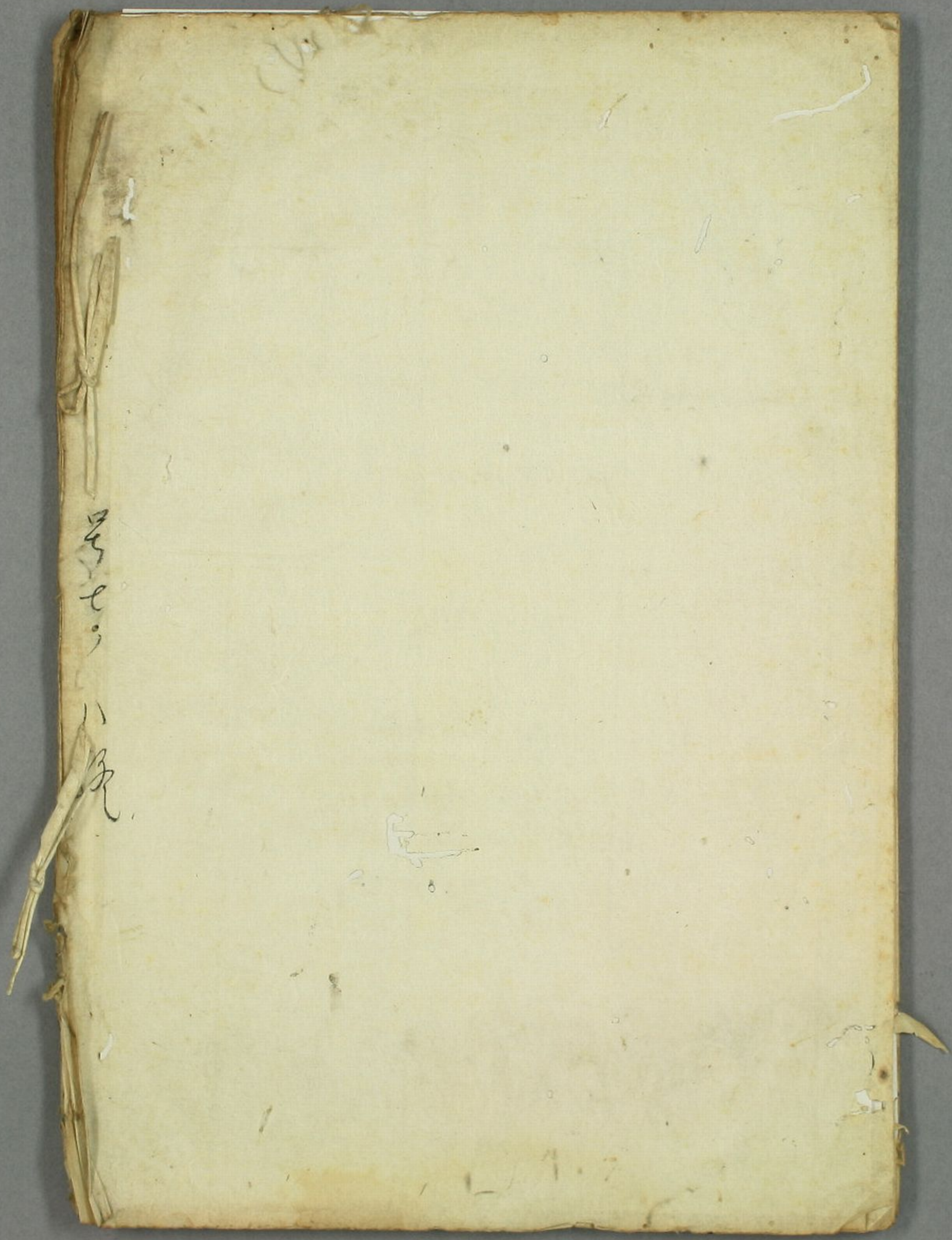
二月

横濱に在る商船共九艘軍船共英吉利五艘佛蘭
西二艘亞墨利加二艘字漏生一艘通計十艘あり
ドル相場少く下候の方より一枚に銀四十三匁五分あり

四十三匁六分五厘

以新字決通新致多く摺立候に於て前番表紙に
外字の字を押し候に於て前番の如く書林より決して取り
扱ふべしとあり候

中札新聞第七號終



号七

ハ